

判決年月日	平成17年6月14日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成17年(ネ)10023号		
○ 被控訴人日本放送協会が平成15年1月5日から放送を開始したNHK大河ドラマ「武蔵 MUSASHI」の第1回（1月5日）放映分は、昭和29年に東宝株式会社が黒澤明監督の下で製作した劇映画「七人の侍」に関し同監督の相続人である控訴人両名が同映画とその脚本に対して有していた著作権（翻案権）及び著作者人格権（氏名表示権と同一性保持権）を侵害するものではないとした事例			

（関連条文）

著作権法27条，60条，不正競争防止法2条1項2号

（事案の概要）

本件は、昭和29年に東宝株式会社が黒澤明監督の下で製作した劇映画「七人の侍」に関し、同監督の相続人である控訴人両名が、同映画とその脚本に対して有していた著作権（翻案権）及び著作者人格権（氏名表示権と同一性保持権）に基づき、被控訴人日本放送協会が平成15年1月5日から放送を開始したNHK大河ドラマ「武蔵 MUSASHI」の第1回（1月5日）放映分が前記著作権等を侵害したと主張して、同ドラマの製作者である被控訴人日本放送協会及び同ドラマの脚本を執筆した被控訴人鎌田敏夫に対し、番組の複製・上映等の差止め等及び損害賠償金1億5400万円の支払等を請求した事案である。原審の東京地裁は、平成16年12月24日、「武蔵 MUSASHI」の第1回放映分は控訴人らの著作権及び著作者人格権を侵害するものではないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却したので、控訴人らはこれを不服として本件控訴を提起したものである。

（判決理由の要旨）

著作権法の保護を受ける著作物は、それが著名であるか否かによって、その保護に差異があるということとはできない。

不正競争防止法は、著作権法とは、その立法趣旨、保護対象等を全く異にするから、不正競争防止法2条1項2号の趣旨が著作権法に関する紛争である本件に及ぼされるものということとはできない。

著作権法27条にいう「翻案」とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいい、したがって、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない（最高裁平成13年6月28

日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁参照)。「七人の侍」は、「武蔵 MUSASHI」に比しはるかに高い芸術性を有する作品であるが、上記類似点ないし共通点はアイデアの段階のものにすぎず、「七人の侍」の表現上の本質的特徴を「武蔵 MUSASHI」から感得することはできないから、著作権(翻案権)及び著作者人格権(氏名表示権と同一性保持権)を侵害するものではない。

本判決は、以上のように説示し、本件控訴を棄却した。